

1 目的

この要領は、柳井市観光協会が所有する観光マスコット「ハレマル」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸し出しについて、必要な事項を定める。

2 貸出物品

着ぐるみ及びその装備品（以下「着ぐるみ等」という。）とする。

3 貸出対象者

対象者は以下のとおりとする。

- ・ 県内各市町の自治体および公共団体
- ・ 各地域コミュニティ団体
- ・ 柳井市観光協会会員
- ・ その他、会長が適当と認めた団体

4 貸出方法

- (1) 着ぐるみ等の借り受けを希望するもの（以下「借用者」という）は、借受申請書（別紙1）を柳井市観光協会へ提出するものとする。
- (2) 柳井市観光協会は、前項による申請が適当と認められるときは、借用者に対し着ぐるみ等を貸し出すとともに、貸出台帳（別紙2）により管理するものとする。
なお、同一時期に複数の申請があった場合は、先着順とする。
- (3) 借用者は、原則として、着ぐるみ等を柳井市観光協会から直接受け取り、直接返却するものとする。やむを得ず、業者等に運搬を依頼する場合、その費用はすべて借用者の負担とする。

5 貸出期間

貸出期間は、原則として1週間以内とする。

6 貸出料金

無料とする。

7 損害賠償

- (1) 借用者の故意又は過失により、着ぐるみ等を滅失、損傷その他の損害が発生した場合には、現物又は実費をもって賠償させる場合がある。
- (2) 着ぐるみ等を利用しての事故及び第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、貸出機関は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

8 留意事項

- (1) 借用者は、着ぐるみ等を使用して営利目的の活動を行ってはならない。ただし、企業が社会貢献を目的として行う活動はこの限りではない。
- (2) 借用者は、着ぐるみ等を使用して柳井市およびマスコットの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになる活動をしてはならない。
- (3) 借用者は、着ぐるみ等を使用して法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある活動をしてはならない。
- (4) 借用者は、着ぐるみ等を使用して特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある活動をしてはならない。
- (5) 借用者は、着ぐるみ等を個人的に使用してはならない。
- (6) 借用者は、着ぐるみ等を第三者に転貸してはならない。
- (7) 借用者は、着ぐるみ等の使用及び使用後の手入れについて、注意事項（別紙3）により取り扱わなければならない。
- (8) 柳井市観光協会は、借用者が上記（1）～（7）の事項に違反し、かつ是正される見込みがないと認めるときは、貸出を取り消した場合、借用者に損害が生じても、柳井市観光協会はその責を負わないものとする。
- (9) その他この要領に定めのない事項は、借用者と柳井市観光協会が協議して決定する。

附則

この要領は、平成25年3月30日から施行する。

なお、施行日前の借用申し出があった場合についても、この要領を準用する。